

ひろみら地域 協創スタジオ



ひろみら地域協創スタジオ▶▶▶
府中市におけるRMO形成の可能性に関する研究
2025 成果報告書



ひろみら地域協創スタジオ

地域課題を学問的・実践的に紐解き、その解決の方途を、当事者意識を持ち多様な経験と能力を持つ人、当該地域課題の解決に意欲的な人が集まって議論をする集団及び場です。

本学と連携協定を締結している地域がかかえる課題の解決に向けて、人財と研究成果を活用しながら、連携先と共に描いた未来を実現していく場としての「ひろみら地域協創スタジオ」を支援しています。

＊「ひろみら地域協創スタジオ」は、2018 年度から本学がプロジェクト的に実施してきた「ひろみらイノベーションスタジオ」をより進化させ、2021 年度からひろしま未来協創センターの事業として再スタートしたものです。

府中市における RMO形成の 可能性に 関する研究

活動期間 ▶▶▶2024.11.21－2026.3.31

組織

▶ <代表者>

山中 雄次
(広島修道大学国際コミュニティ学部 准教授)

▶ <課題提供者>

○2024年度
唐川 平
(府中市総務課地域活力創生係 担当監)
西岡 咲絵
(府中市総務課 主任主事)

○2025年度
杉原 裕二
(府中市市民生活部地域づくり課 課長)
唐川 平
(同 主任 (再任用))
赤利 昂祐
(同 主任主事)
香西 建哉
(同 主事)

府中市におけるRMO（地域運営組織）形成の可能性を探るため、同市の地域活動の現状を踏まえつつ、先行研究及び先進自治体である笠岡市・掛川市の調査を行った。その結果、市が主体となって、市民とともに地域活動の方向性と将来像を検討するとともに、伴走体制の整備を要することを示した。

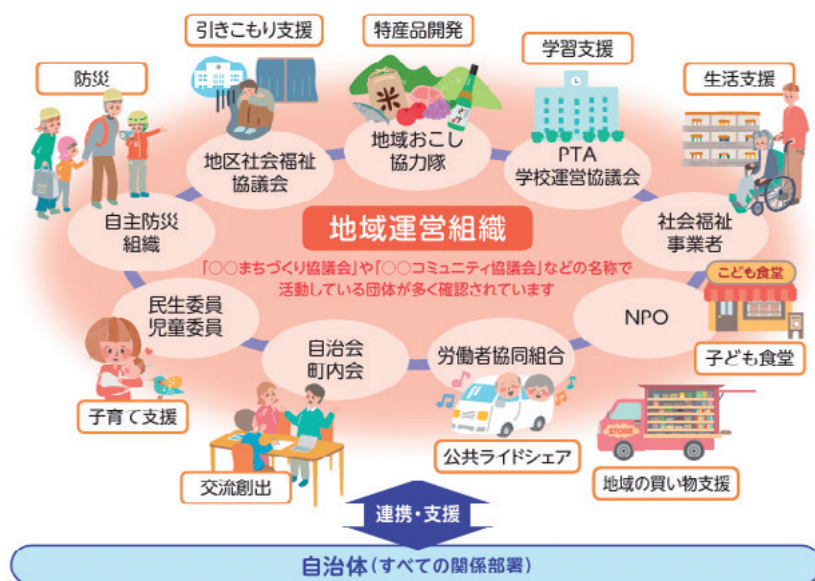
スタジオの概要

平成の合併以来、全国の多くの自治体で“協働のまちづくり”の議論と取組が重ねられてきた。しかし近年、人口減少や過疎化の進展もあり、基礎的コミュニティ（自治会・町内会）をはじめとする地域の諸活動において、担い手不足の深刻化や活動停滞がみられる。こうした中、一部の先進自治体では、多様な主体が参画する“地域運営組織（RMO: Region Management Organization）”（図1 参照）を形成し、様々な事業を展開している。RMOは、中央政府や研究者から高い評価を受けている。

府中市においても、同様の課題がみられることを踏まえ、RMOの形成可能性を検討する。なお、その検討結果は近隣市町にも参照となることが見込まれる。

※本報告書におけるRMO（地域運営組織）は、総務省の定義「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」（総務省（2025））を念頭に置く。ただし、研究者や地域によって、様々な呼称や定義が存在する。本報告書で取り上げる岡山県笠岡市、静岡県掛川市では「まちづくり協議会（まち協）」と呼び、細部で異なる運用もみられる。

図1：RMOのイメージ図



総務省パンフレット「ご存じですか？地域の暮らしを支える地域運営組織（RMO）」

スタジオの目的

府中市におけるRMO形成可能性を検討する。具体的には、初期形成とその成立要件について、先行研究や国内の先進事例を踏まえ、自治体の視点から検討する。

事業の概要

府中市における地域活動の現状を踏まえ、総務省調査や研究者によるRMOの研究成果をレビューする。その上で、国内の先進自治体の事例から、初期形成と成立要件を把握し、府中市におけるRMO形成の可能性を模索する。中でも、地域担当職員制度やまちづくり交付金と有機的に連携した岡山県笠岡市の取組、生涯学習と連動した静岡県掛川市の取組は、持続的な地域づくりに向けた優れた事例である。実際に府中市の担当者と共に現地に赴き、RMO形成に携わった自治体職員等へのインタビューを実施し、考察する。

勉強会及びインタビュー調査の実施結果

(2024年度)

日 時	内 容
2月 7日 (金)	2024年度 第1回勉強会
3月 6日 (木)	2024年度 第2回勉強会

(2025年度)

日 時	内 容
5月16日 (金)	笠岡市まちづくり課への現地インタビュー調査
6月20日 (金)	2025年度 第1回勉強会
8月 5日 (火)	掛川市協働推進課への現地インタビュー調査
12月 4日 (木)	2025年度 第2回勉強会 (兼 最終報告会)

取組状況

2024年度 第1回勉強会

ア テーマ 府中市における地域コミュニティの現況整理

イ 日時 2025年2月7日 (金)

ウ 場所 オンライン

エ 内容

- ・個別の町内会の現況
- ・市と町内会の関係
- ・町内会の拠点

オ 参加者

- ・広島修道大学国際コミュニティ学部 山中雄次 准教授
- ・府中市総務課地域活力創生係 唐川平 担当監
- ・府中市総務課 西岡咲絵 主任主事

2024年度 第2回勉強会

ア テーマ 次年度ヒアリング先の検討

イ 日時 2025年3月6日 (木)

ウ 場所 オンライン

エ 内容

- ・ヒアリング先の自治体及び時期の検討

オ 参加者

- ・広島修道大学国際コミュニティ学部 山中雄次 准教授
- ・府中市総務課地域活力創生係 唐川平 担当監
- ・府中市総務課 西岡咲絵 主任主事

笠岡市まちづくり課への現地インタビュー調査

ア テーマ 笠岡市における「まちづくり協議会」及び「地域担当職員」形成の経緯

イ 日時 2025年5月16日（金）

ウ 場所 笠岡市役所まちづくり課会議室

（岡山県備中県民局 井笠地域事務所 第2庁舎内）

エ 内容

- ・府中市地域づくり課と山中准教授が協議・整理した質問項目を事前に笠岡市まちづくり課に送付し、当該項目を中心にインタビューを実施

オ 参加者

- ・広島修道大学国際コミュニティ学部 山中雄次 准教授
- ・府中市地域づくり課 杉原裕二 課長
- ・同 唐川平 主任（再任用）
- ・同 赤利昂祐 主任主事
- ・同 香西建哉 主事
- ・笠岡市まちづくり課 課長ほか2名
- ・笠岡市市民活動支援センター 職員



2025年度 第1回勉強会

ア テーマ 笠岡市へのインタビュー結果を踏まえて、地域コミュニティ再考

イ 日時 2025年6月20日（金）

ウ 場所 オンライン

エ 内容

- ・地域コミュニティの活性化がなぜ必要なのか
- ・府中市における「まち協」「交付金」「地域担当職員」「拠点施設」の形成可能性

オ 参加者

- ・広島修道大学国際コミュニティ学部 山中雄次 准教授
- ・府中市地域づくり課 唐川平 主任（再任用）
- ・同 赤利昂祐 主任主事

掛川市協働推進課への現地インタビュー調査

ア テーマ 掛川市における「まちづくり協議会」及び「地区集会」の運用

イ 日時 2025年8月5日（火）

ウ 場所 掛川市役所協働推進課 フロア打ち合わせスペース

エ 内容

- ・府中市地域づくり課と山中准教授が協議・整理した質問項目を事前に掛川市協働推進課に送付し、当該項目を中心にインタビューを実施

オ 参加者

- ・広島修道大学国際コミュニティ学部 山中雄次 准教授
- ・府中市地域づくり課 杉原裕二 課長
- ・同課 地域活力創生係 渡辺一未 係長
- ・同課 唐川平 主任（再任用）
- ・掛川市協働推進課 課長ほか3名



｜スタジオの結果

1. はじめに

府中市から本学に寄せられた“地域がかかえる課題”の解決に資するよう、RMO形成とその背景にある地域コミュニティ活性化の検討に向け、先行研究のレビューを行う。その結果をもとに、先進自治体を訪問し、インタビューを実施する。ただし、後述するように、RMO形成には市民の想いと熱意（とその醸成）が前提であり、かつその具体化に向けた市当局の“事業化”による伴走支援を要する。このため、本スタジオは、府中市当局がRMO形成に向けた検討を行うための“プレ調査”として位置づける。加えて、同様の取組を新たに検討する他の自治体に参考となることを目指す。

2. RMO形成と成立要件に関する先行研究

(1) RMOの初期形成と成立要件

地域コミュニティ研究者によるRMO研究の大半は、軌道に乗った先進自治体を対象とする。このため、新たな形成に向けた検討に着手する自治体が「まず、何をすればよいか」は整理されていない。併せて、中央政府や一部先進自治体がRMOの成功例を積極的にPRしたことも相まって、スキームのみに注目が集まり、「自治体当局は手間やコストをかけることなく容易に形成可能であろう」といった誤解を与えた面も否定できない。そこで、本スタジオでは、“初期形成”とその“成立要件”のレビューから着手する。

1) 総務省（2025）『令和6年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書』から

総務省は2013年度から毎年度、RMOに関する調査結果を報告している。直近報告書（総務省（2025））のRMO（n=8,193）に対するアンケート調査結果から、初期形成と成立要件を考察する。

RMO自身が回答した“RMO設立のきっかけ”は「行政からの働きかけ（行政による関連制度の導入への対応）」による設立が68.1%を占める。実際に、“RMOに該当する団体”は「自治体の制度等に基づく組織」が51.5%である。その他の回答が「自治会・町内会」13.4%、「自治会・町内会の連合組織」13.7%であることを踏まえれば、約半数のRMOは自治体が主導して形成された新組織であり、1/4が基礎的コミュニティをRMOと呼ぶものである。さらに、同調査では“母体となった組織”も別途聴取しているが、「自治会・連合会」が34.6%、「自治会・町内会の連合組織」29.6%、「公民館運営組織」9.7%とこれらで7割を超える。つまり、新たに自治体が主導して形成したRMOも、その土台は基礎的コミュニティが多くを占めるのである。よって、同調査で聴取した“RMOが抱える課題”も、「人材不足」「役員の高齢化」「当事者意識の不足」など、いわゆる基礎的コミュニティで見られる課題と同じものが散見される。

さらに、運用に関する調査項目を確認する。RMOの主な収入源は、「市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%を占め、他の収入源を圧倒する。さらに、RMOの97.4%が「活動の拠点とする施設」を有し、89.4%が役員や事務スタッフなど「事務局体制を確保」する。

これらの結果から、RMOの初期形成では自治体当局が主導し、既存の基礎的コミュニティをベースとして（多くは別組織として）、仕組みを整備していること、そして、自治体が継続的に資金支援していることが判明した。加えて、運営にあたって、活動の場と事務局の整備が行われている。

2) 先行研究から

学術的な先行研究によれば、自治体当局が主導するRMOの“成立要件”には2つの要素がある。1つは、当該自治体における地域コミュニティの方向性、いわゆる“理念”の整備である。もう1つは、RMOの導入にあたって伴走者となる自治体当局が整備すべき“事業”の存在である。

①地域コミュニティの方向性・理念、RMOの根拠を示した文書の策定

RMOを軌道に乗せた自治体は例外なく、最も初期段階で自治体が主導し、多くの市民や地域団体の関係者を集め、“地域コミュニティの方向性”の議論を重ね、その“理念”を文書化している。“理念を記した文書”には、市民協働や公聴、情報公開等を含む包括的な“自治基本条例”の形を採ることもあれば、“憲章”や“要綱”のように市民向けに共通認識をコンパクトに整理した文書もある。いずれでも構わないが、市民の理解を広く得ることが大前提である。併せて、議会の理解・協力を得ることも必須となる。

この“理念”を検討する過程において、地域と自治体当局の間で、RMO形成に向けたオープンな熟議が行われる。このとき、「何のためにRMOの形成を目指すのか」、「(形成によって)何が解決できるのか」、「本当に形成が必要か」を明確にしなければならない(直田2022)。熟議の結果、市民が真にRMOを必要と判断したとき、その旨を“理念を記した文書”に記し、共通認識とするのである。

ここまでできれば、RMOの形態にこだわることはなく、自らの地域特性を踏まえた独自の仕組みを構築すればよい(ibid.)。ただし、RMOを“公式化”し、その“運用ルール”の文書化を要する。総務省データでも明らかとなったように、RMO形成にあたって市当局が助成金を交付し、RMOは拠点施設と事務局を設けることが通例である。その拠り所が必要となるのである。併せて、基礎的コミュニティとの関係性を一定程度外形的に整理する必要もある。

なお、RMO形成は、初期段階では行政が主導するが、いずれは住民主体への移行することを意識した“伴走”としなければならない。住民の中に「自分事」としての地域づくりの自覚が自然に生まれるような仕掛けが必要である(ibid.)。

3) 自治体当局が伴走者として整備を要する3つの事業

RMOを形成する場合、自治体当局による事業化を要する。主体は市民である一方、自治体当局が“伴走者”となって事業化を図り、後年度負担を含むツールや資源を提供しなければならない。その提供ができないならば、市民側も主体的にRMOを形成する“目的”と“理由”を見出すことは難しいであろう。

金川(2021)は、複数の先進事例とアンケート調査から、RMOの“成立要件”を整理しているが、ここではその中から自治体当局が事業するものを3つ示す。なお、大杉(2021)をはじめ、その他の論考もこれらを前提とした議論を展開している。

①RMOに一括交付金を交付し、裁量のある使用を認めること

公式に形成されたRMOに対し、毎年度、継続して一括交付金を交付し、主体的な用途の検討と判断を認めることである。市当局は、交付に係るルールを設けるだけでなく、後年度も申請書の記載指導、相談、審査、購入した備品の管理など、都度対応を要する。

②専用の「拠点施設」を設け、そこに「事務局機能(駐在スタッフ)」を配備すること

従前より広域(小学校区)から“顔なじみとはいえない”市民が顔をあわせるために、拠点施設を要する。互いに信頼関係を築き、志を同じくする者たちが協働して事業を企画・実施し、さらには備品等を管理するために、いつでも集うことのできる“場”がなければ組織が成立しない。さらに、そこには、組織の事務を担当する専任のスタッフが必要である。一括交付金の申請手続き、様々な活動の連絡調整、書類の管理など、煩雑な事務を担う。

③行政の担当職員によるサポートがあること(地域担当職員の任命も視野)

自治体当局として、RMOの活動をサポートしなければならない。とりわけ、最も初期段階では、市民のRMOへの理解が乏しく、経験も蓄積されていないことから、書類の作成方法をはじめとする丁寧なサポートを要する。地域コミュニティ担当課の職員だけで対処が難しいと判断したとき、全庁各課から“地域担当職員”を任命する自治体がみられる。RMOへのサポートが、「地域担当職員の主要業務となっている(大杉2021)」との見解もある。

ここまで述べたプロセス自体、高いハードルである。自明のことであるが、この運用にあたって、庁内外からの反発、

さらに、既存施策との整合に十分配慮しなければならない。特に、平成の合併を経験した自治体では、基礎的コミュニティの特性や公民館政策の相違など、統一的なRMOの整備が難しい場面が生じることが多い。

中央政府や一部の先進自治体、さらに一部の研究者がPRしてきたRMOの事例は、それぞれの自治体当局が“伴走者”となって資源を投じ、粘り強く地道な支援活動を積み重ねてきた成果である。安易に既存の町内会を集約・統合すれば、住民が自発的にRMOを形成し、地域コミュニティが活性化するものではない。RMO形成を検討する自治体は、これらの前提の存在を知り、相応の覚悟をしたうえで進めるべきである。

(2) 先行研究を踏まえた府中市の現況

府中市の議会答弁から、地域コミュニティの現況を概観する。府中市では、既に「70町内会のうち10町内会で50世帯以下となっている」など、一部で構成世帯が大きく減少した町内会が生じ、「町内会単独で自動的な運営の継続が困難」（ともに2024年9月5日：令和6年第6回定例会・総務部長答弁）となっている。さらに、「役員のなり手不足、加入者の高齢化がみられるなど、町内会単独での運営継続が難しい実態」（2021年12月3日：令和3年第5回定例会・総務部長答弁）があり、その結果、「多くの町内会では今後の組織運営について大きな不安を抱えている」（2024年9月6日：令和6年第6回定例会・10番議員）とされる。

さらに、前節の先行研究を踏まえ、RMO形成に向けた府中市の現況を整理する。まず、府中市では、地域コミュニティの方向性や理念が未整備であり、市民を交えた検討も行われてこなかった。さらに、伴走者となる自治体当局が整備すべき3つの事業として、一括交付金、施設、地域担当職員のいずれも存在せず、検討も行われていない。このうち、公民館は、教育委員会が所管し、直営（業務委託）で運営されていることから、指定管理等、住民による直接的かつ主体的な運営形態ではない。つまり、府中市には、RMOの形成にあたって、土台が存在しない状態である。

これ以降、RMOの初期形成の動き、とりわけ“成立要件”である“理念”の整理と事業化による伴走支援にフォーカスし、先進事例として知られる、岡山県笠岡市及び静岡県掛川市へのインタビュー調査の結果を整理する。

3. 岡山県笠岡市の事例から

(1) 形成の経緯

1) 市の概況

- ・人口：43,287人、世帯：21,661世帯（住民登録人口：2025年8月末日時点）
- ・職員数331名（一般行政部門のみ、2024年4月1日時点）
- ・RMOの所管：政策部まちづくり課
- ・RMOの名称と組織数：まちづくり協議会（以下「まち協」とする。）、24地区
- ・笠岡市は、昭和の合併当時（1960年4月）の合併以来、市域の変更はない。

2) 形成の経緯

- ・1996年度～ 5年間にわたる「まちづくり支援事業」を実施した。
- ・2002～2003年度 同支援事業を踏まえ、地域の代表者や市民活動家、近隣大学の有識者らが集う「まちづくり懇談会」を設け、まちづくりへの思いを出し合うとともに、先進自治体視察や、市民を巻き込んだワークショップを実施した。その過程で、協働のまちづくりに向けた指針や条例の必要性が議論され、協働の“理念”として、2003年度に「みんなが輝くまちづくり推進指針」及び「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」の制定に至る。
- ・2005年度 「協働のまちづくり課（現：まちづくり課）」を設置する。
- ・2007年度 協働の実装に向け、「笠岡市協働のまちづくりガイドライン」を策定し、基本事項の整理・確認を行う。
- ・2009年度 「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」を策定し、まち協の形成のための根拠となった。併せて、そ

の支援のために市の事業として「笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱」、「地域担当職員に関する規則」を整備し、初のまち協も形成された。まち協の形成は、首長の方針や指示というよりも、当時の担当レベルの職員1名の発案と実践であった。担当職員が、行政協力委員や公民館長の集まる会議など、細かな単位で説明会を重ね、機運の高まった地域からまち協の設立を図った。

- ・2012年度 まち協一同、市議会議長、市長の連名による「笠岡市協働のまちづくり宣言」が示される。
- ・2022年度 「笠岡市協働のまちづくりの手引き」を策定し、約10年間の取組の課題を整理し、今後の方向性を示す。

(2) 伴走のための3事業

1) 一括交付金

- ・「笠岡市魅力あるまちづくり交付金」は、活動交付金（事業費）及び運営交付金（後述：拠点の賃借料・光熱水費及び人件費等）で構成される。2023年度に24協議会全体で4,390万円を計上した。2024年度は財政健全化に取組む中であっても、同水準を維持した。ふるさと納税を充当している。
- ・活動交付金のうち、新規事業を中心に、活動審査会（有識者3名、行政2名、一般公募2名）が審査を行っている。
- ・地域が考える課題解決や地域行事の維持に充てられ、市民の前向きな参加がみられる。中には、市が事業廃止後、その対策としてRMOが実施した取組もある。まち協ごとに、計画の策定を促しているが、必須要件ではない。

2) 拠点施設及び組織

【場の形成】

- ・運営交付金から、賃借料と光熱水費が交付される。
- ・各まち協の判断で、地域の集会所・公会堂、コミュニティハウス・ふれあいハウスなどの公共施設を借りて、拠点施設を設置する。まち協と公民館の連携がうまく図られている地域では、利用料金を支払って、公民館の中に設置しているケースもある。

【RMOの事務局】

- ・会長は、既存の基礎的コミュニティである自治会役員や行政協力委員と兼務する者が多い。事務スタッフは、地域住民から選ばれ、事務所に週2～3回常駐する。
- ・会長は、後継者不足のため、同じ者が長年継続するケースもみられる。
- ・事務スタッフは、会議の準備や案内、広報紙の作成、会計処理、市への申請手続きなどの業務など相応の業務量がある。笠岡市としては、配置が望ましいと考えている。
- ・会長と事務スタッフの人件費として、運営交付金から、年間上限80万円の支出が可能である。

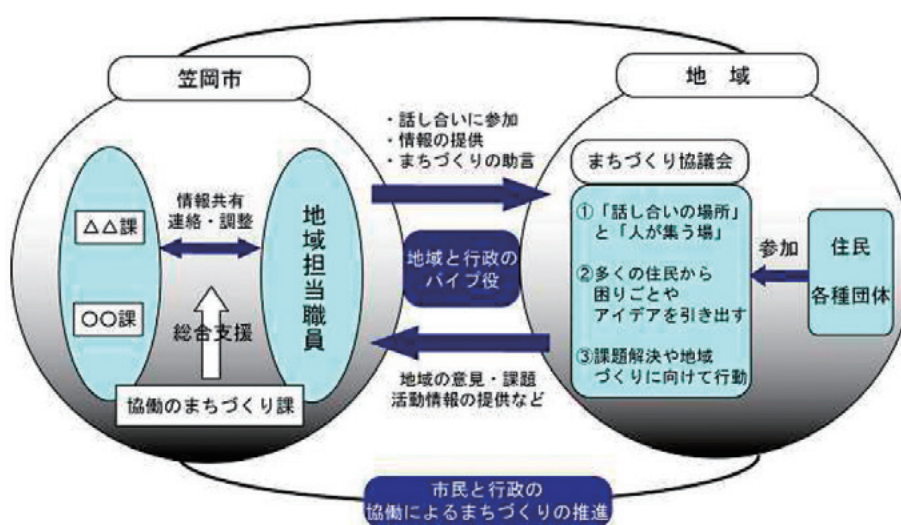
3) 市職員の支援

- ・2010年度、規則によって地域担当職員制度を整備した際、庁内では円滑に受け入れられた。
- ・1期3年、各まち協で3人以上、一部の職員を除き、全庁の職員が対象者となり、兼務職員として従事する。班長には課長・課長補佐級、副班長には係長・主任級、班員には主事級を配置する。在住地区や近隣地区を念頭に任命が行われる。
- ・人事課による4月の定期人事異動とは別に、まちづくり課が7月に任命する。人事課と協議し、5月に内々示を行い、支障のある職員にはまちづくり課がヒアリングし、調整する。
- ・地域の会議や活動等への参加、地域の課題に対する助言や情報提供、調整役となる。配属先によって活動量に差異は存在する。負担感のある職員もみられるが、地域に入ることは信頼関係を築き、地域課題を把握できる点でメリットも大きい。また、まちづくり交付金の申請や実績書類の作成の際、確認作業も担当する。

(3) 補足事項

- ・図2で示すように、笠岡市は、既存の基礎的コミュニティの活動を維持しつつ、まち協のスキームを別に形成することを選んだ。1967年度から継続する行政協力委員は、まちづくり課以外の部署が所管し、報奨金も継続する。その他、市民要望のとりまとめ、市の広報事項及び周知連絡事項の伝達、募金のとりまとめ、災害救助の連絡など、市の基礎的コミュニティに関する事業は、まち協の設置以降も変更なく運用が続いている。
- ・笠岡市まちづくり課は、「行政サービスと地域システムの限界を迎える中で、双方を補完しあう仕組みを作ることが重要である」と語る。

図2：笠岡市における協働のまちづくりの全体像



笠岡市（2010）『笠岡市地縁組織との協働システム構築計画』

4. 静岡県掛川市の事例から

(1) 形成の経緯

1) 市の概況

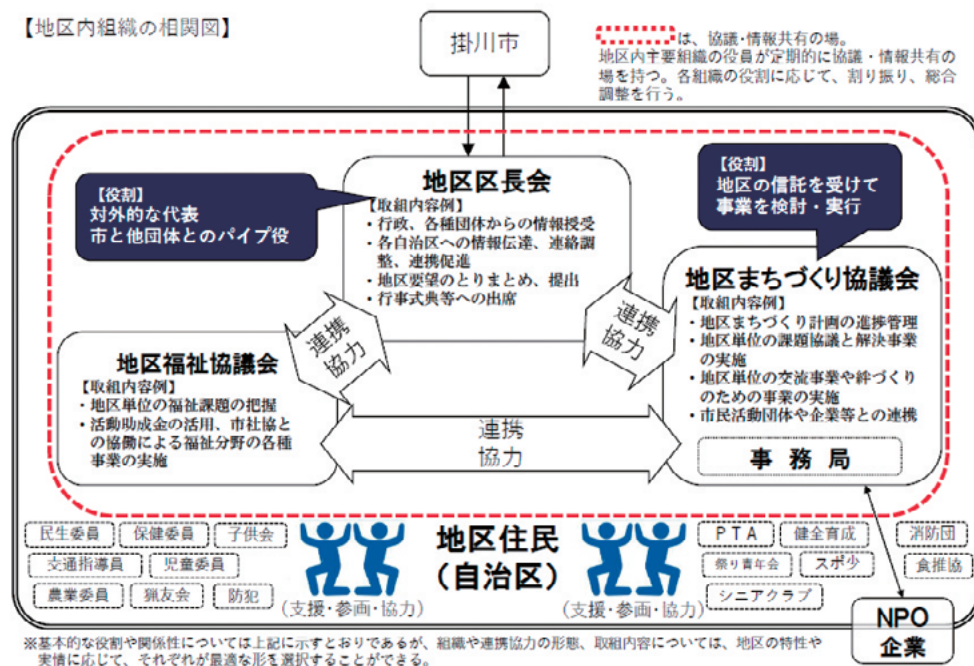
- ・人口：114,477人、世帯：48,577世帯（住民登録人口：2025年8月末日時点）
- ・職員数480名（一般行政部門のみ、2024年4月1日時点）
- ・RMOの所管：生涯学習まちづくり部協働推進課（協働推進係）
- ・RMOの名称と組織数：地区まちづくり協議会（以下「まち協」とする。）、32地区
- ・掛川市は、2005年4月1日に旧掛川市、大東町、大須賀町の新設合併によって誕生した。榛村純一市長（在任：1977～2005年）の時代から、地区集会を開催し、丁寧に地域のニーズを聴取する取組みを行ってきた。また、生涯学習によるまちづくりを市政の基本取組として掲げ、各地区に地域生涯学習センターを整備してきた。後任の戸塚進也市長（2005～2009年）、松井三郎市長（2009～2021年）も歩みを止めることなく、合併した旧大東町、旧大須賀町に取組拡大を図った。

2) 形成の経緯

- ・“協働のまちづくり”は、2009年に当選した松井三郎市長の公約に基づく施策である。市議会で「協働のまちづくり推進特別委員会」を立ち上げ、審議を重ねるとともに、制度と体制を整備した。既存の基礎コミュニティ（地区）とは別にまち協を設置し、図3のように、地区、地区まち協、地区社協、さらには市との関係性を整理している。

- ・2013年度 「掛川市自治基本条例」を施行し、第5章で理念として“協働によるまちづくり”を明示した。
- ・2015年度 「掛川市協働によるまちづくり推進条例」、「同施行規則」、「掛川市希望のまちづくり交付金事業交付金交付要綱」を制定した。併せて、「地区まちづくり協議会設立・運営手順書」を策定し、各まち協が主体的に組織の設立、計画策定、事業の実施、交付金手続きができるようマニュアルを整備している。生涯学習協働推進課（当時）の職員が頻繁に各地区に説明に回り、まち協の新設と個別の計画策定を促した。

図3：掛川市の“協働のまちづくり”における地域内組織の関連図



掛川市（2021）『地区組織の今後のあり方等』に関する検討結果報告書』

（2）伴走のための3事業

1）一括交付金

- ・「掛川市地区まちづくり協議会交付金」の内訳は、「事務局運営費（120万円）」、「施設運営管理費」、「事業費」の3つである。
- ・2025年度地区まちづくり協議会交付金の32地区全体の予算額は8,400万円であり、各まち協への平均交付額は、260万円（多い地区で380万円、少ない地区で150万円程度）である。未使用分は不交付となる。
- ・人口割及び世帯割をもとに決定するほか、子育て支援や健康増進事業など、特定のメニューを実施する場合、加算されることもある。
- ・前年度1月にまち協へのヒアリングを実施し、3月末までに額を内示する。各まち協が、年度当初に予算案を作成し、交付時期は5月以降となる。
- ・適宜、協働推進課の正規職員が相談に対応している。特に、高額の備品を購入する際には丁寧に確認する。既に各まち協の業務処理はシステム化されており、エクセルで作成した帳簿が後任の事務局スタッフに引き継がれている。

2）拠点施設及び組織

【場の形成】

- ・地区に地域生涯学習センターがある場合は、その1室を事務局として活用する。そもそも、従前から地区の人が集う

“場”があり、生涯学習活動に取り組んできたことが、まち協の定着に大きく貢献した。なお、地域生涯学習センターがなかった地区（主に旧大東町、旧大須賀町）では、市の施設（支所の一区画）もしくは、自治会の公民館を事務局としている。

【RMOの事務局】

- ・各地区で募集、採用された事務局スタッフが週に数回勤務する。定年を迎えた65歳以上の市民で、これまでに自治会役員の会計役員を経験した方が多い。なお、子育て中の女性が担当する地区もみられる。交付金から人件費を充てている。

3) 市職員の支援

- ・まち協を新たに創設していた当時は、生涯学習協働推進課に在籍する7人の正規職員が、32地区を頻繁に訪問し、新規立ち上げを支援した。加えて当時は、地区区長会長から幹部クラスの参加要請があった。このため、地域担当職員を制度化し、部長・課長・専門監を任命していた（まち協の活動が軌道に乗ったため、2019年度で廃止）。
- ・現在では、協働推進課協働推進係の正規職員4名がそれぞれ8か所のまち協を担当する。
- ・交付金の使用に関する相談対応のほか、月1回事務局を訪問し、近況を聴取する。その他、まち協から依頼があった際にオブザーバとして会合に参加する。

(3) 補足事項 ―地区集会の取組から―

- ・掛川市では、まち協とは別の基礎的コミュニティを対象に、市当局とすべての地区が意見交換をする「地区集会」の仕組みがあり、協働推進課（自治活動支援係2名）が担当する。すべての地区で市長及び一部の部長が参加する。
- ・この取組は、榛村純一市長が旧掛川市長に就任直後の1979年度から、「市民総代会システム」の一環としてスタートしたものであり、すべての自治区三役と意見交換する場として、合併及び市長交代後もまち協とは区域の異なる全33地区で継続している。
- ・2名の担当者が、開催前に何度も各地区に出向き、テーマや議題の調整、進行計画などを協議するほか、市長や幹部への事前説明や意見、要望に対する回答調整、当日の会場準備や運営サポートを行う。なお、テーマ設定は各地区が行うとともに、当日の開催時間帯及び開催形式（“意見交換形式”と“ワークショップ形式”）を選択できる。
- ・地区から出された要望や意見は、全庁各課に示され、実現可能性をA（すぐやります）～E（できません、不可能です）で明示し、市ホームページで「市民と市長の交流ノート」として公開している。
- ・掛川市協働推進課によれば、市民の反応は好意的であり、市長が直接参加し、市民の声に耳を傾ける姿勢は高く評価されているという。
- ・かねてから、掛川市では生涯学習のまちづくりに加え、地区集会の取組みが根付くなど、基礎的コミュニティの活動が盛んな土地であった。まち協を新設した当時、住民と見解が相違する場面もみられたが、区長会連合会の関係者が、市当局の取組を応援してくれたという。

5. 府中市のRMO形成に向けて

最後に、先行研究、笠岡市及び掛川市の事例を踏まえ、府中市のRMO形成に向けてコメントする。

(1) 全体方針の検討

まずは、府中市当局が主導し、広く開かれた場を設け、市民とともに地域コミュニティの方向性と将来像を検討し、描くことである。RMO形成の是非は、市当局や外部有識者ではなく、そのプロセスの中で市民が判断すべきである。「地域の実情、市民の方とよくよく話をしながら、財政難もあるので、限られたスタッフではありますが、丁寧に話を聞かせていただいて、行政としてお手伝いできること、行政が信用力をもってほかの機関へつないでいくことで、お役に立てるこ

とが多々あるのではないかと」「地域から上がってきた声を丁寧に拾い上げて対応していきたい」（ともに、令和6年9月6日：令和6年第6回定例会・副市長答弁）」の答弁のとおりである。ただし、「ほかの機関につなぐ」以前に、理念の議論をされたい。総務省（2025）や一部の研究者は、第三者支援を取り上げているが、それは、市民とともに協働に向けた共通理念を整理し、できる限りの伴走支援に取り組んだ後のことである。

そのためにも、地域づくり課の職員が率先して地域に入り、市民の意見を聴取することである。意見聴取の後に、首長はもとより、地域代表者、関係団体代表者を交えた会議体を新設し、熟議の上で、理念を整理されたい。まずは、そこからである。笠岡市、掛川市ともに、明確な理念を文書化した上で、その必要性があるからこそ、RMO形成に着手したのである。

（2）伴走のための3事業

府中市が、協働の“理念”を整備する過程で、市民がRMOを必要と判断したのであれば、市当局は、政策の中で優先順位を検討しなければならない。現在、府中市は、伴走に必要な3事業（及びその土台となる事業）のすべてが未整備である。笠岡市や掛川市の事業規模を参照し、後年度負担を含め、どの程度の予算を充てることが可能なか庁内で検討することである。なお、前出の総務省（2025）によれば、1,741の基礎自治体のうち、RMOに助成金・交付金を措置しているのは、36.8%に及ぶ。ここに新たに加わるのか否かの判断である。

予算だけではない。笠岡市や掛川市と同様、庁内に専任の組織と職員を新たに配置し、伴走支援を行わないのでは、RMOの持続的運営はできない。庁内の支援体制は、地域担当職員がふさわしいのか、担当課だけでサポートが可能なか、検討されたい。

まずは、地域活動が盛んな地区を対象に、パイロット事業で実践することも1つの手法である。

（3）補足事項

RMOの形成に向けた検討だけでなく、基礎的コミュニティの維持確保も重要である。掛川市の「地区集会」の事例を参照し、府中市が取組を重ねてきた既存の“市長を交えた座談会”で活用されたい。地域の声を丁寧に聴取するために、座談会前に地区を訪問し、希望するテーマや意見・質問事項を聴取・整理する役割を果たさなければならない。「聞きっぱなし」は、聴取ではない。市長だけでなく実務を統括する幹部職員との対話が成立するように運用するのは、地域づくり課の責務である。さらに、聴取した事項を各課と共有し、どのように対応を図るのか、調整役を果たされたい。

【参考文献】

- ・大杉覚（2021）『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい
- ・掛川市（2021）『地区組織の今後のあり方等』に関する検討結果報告書』
- ・笠岡市（2010）『笠岡市地縁組織との協働システム構築計画』
- ・金川幸司・後房雄・洪正旭・森裕亮（2021）『協働と参加ー地域づくりの仕組みと実践ー』晃洋書房
- ・総務省（2025）『令和6年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 報告書』
- ・直田春夫（2022）「自治体にあったしくみをどうつくるか」、中川幾郎編（2022）『地域自治のしくみづくり』学芸出版社
- ・日本都市センター（2008）『平成の大合併 都市要覧』



広島修道大学